

敬心苑居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 敬心苑居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、又は、老化に伴い介護が必要な者に対して、敬心苑居宅介護支援事業者は、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 敬心苑居宅介護支援事業所は、被保険者が要介護状態等になった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行われること。

2 敬心苑居宅介護支援事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。

3 敬心苑居宅介護支援事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。

4 敬心苑居宅介護支援事業所は、筑西市等から要介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研修を行う。

5 敬心苑居宅介護支援事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

7 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「敬心苑居宅介護支援事業所」(以下「事業所」)と称する。

(事業所の設置)

第4条 事業所は筑西市野殿1595-3に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人広仁会とする。

(職員の種類、員数及び職務内容)

第6条 管理者 1名

(イ) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。

(ロ) 他の業務との兼務をしても差し支えない。

2 居宅介護支援専門員 1名以上

(イ) 第2条の業務に当たる。

3 事務員(兼務)

4 職員の資質向上のために研修を確保する。

5 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

(営業日、営業時間)

第7条 この事業は、月曜日から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月31日から1月3迄の年末年始を特別休日とする。但し、休日であつては、他の者が替わり取次業務を行う。

2 営業時間は、午前8時30分から午後17時30分迄とする。但し、他の時間については、他の職員が相談業務を行う。

(居宅介護支援事業所の提供方法)

第8条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時又は、利用者から求められたときは、これは提示すべき旨を指導する。

2 事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに市の委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。

又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。

- 3 介護認定における敬心苑の委託調査については、調査の留意事項に精通し、市民に公平、中立で正確な調査がおこなわれる事業であること。
- 4 事業所は、市内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
- 5 要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助する。
- 6 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- 7 事業所は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
 - (イ) 正当な理由とは、法第4条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
 - (ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けた、又受けようとしたとき
 - (ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を筑西市に通知する。

(居宅介護支援の内容)

第9条 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができる。

2 居宅サービス計画の作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

- (イ) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者等への情報提供]

- (ロ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等

の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

- (ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

- (ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供させる体制を勘案して提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。なお使用する課題分析票は全社協ケアプランを使用する。

[担当者会議]

- (ホ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

- (ヘ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

[利用者への訪問頻度]

- (ト) 利用者宅への訪問は、依頼があれば即座に訪問を行い必要に応じ介護支援専門員が少なくとも月1回、訪問を行うものとする。

[相談場所]

- (チ) 利用者との相談場所は、指定があれば利用者の指定場所へ訪問し、利用者が事務所に訪れた場合は、相談室を利用しプライバシーの保護に努める。

3 サービスの実施状況継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護

サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

4 介護保険施設の紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 敬心苑事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、利用者その家族から一切の費用負担は行わない。

2 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費について利用者の同意を得て実費の支払を利用者から受け取ることができる。

(通常の事業の実施地域)

第11条 敬心苑事業所の事業の実施地域については、筑西市内とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第12条 指定居宅支援事業者は、毎月筑西市に対し、居宅介護サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提供する。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービスの支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該専務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第13条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第14条 敬心苑居宅介護支援事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第15条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第16条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の適正化)

第18条 介護支援専門員は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急や、やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

- 2 介護支援専門員は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急や、やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 敬心苑事業所の会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 敬心苑事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその代償として金品その他の財産上の利益を

収受してはならない。

- 4 敬心苑事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この運営規程は平成11年12月1日より施行する。

平成26年	4月	1日	一部改正
令和元年	8月	5日	一部改正
令和2年	1月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正